

事 務 連 絡
平成 23 年 12 月 21 日

各市町村等の介護保険担当課
各介護サービス事業所

} 御中

岩手県保健福祉部長寿社会課介護福祉担当

【東日本大震災関係】

東日本大震災に伴う食費及び居住費等の負担限度額認定証等の有効期限の延長期間の変更について

このことについて、厚生労働省から別添（写）のとおり取扱いが示されましたので、お知らせします。

については、趣旨をご理解の上、適切な対応をお願いします。

記

（通知の概要）

食費・居住費等の負担限度額認定証等の更新に係る、有効期限を7月1日以降に延長できる市町村のうち、福島県富岡町、川内村、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村、広野町、楡葉町及び大熊町について、延長期間を平成23年12月31日から平成24年2月29日に変更する。

岩手県保健福祉部長寿社会課
介護福祉担当 森本
TEL : 019-629-5435
FAX : 019-629-5444